都市空間における可変的利用方策に関する 海外事例調査(伊国) 速報

主任研究官 尾藤 文人 研究官 阪井 暖子 研究官 田中 文夫

1. 海外事例調査の目的と対象研究の背景と目的

本稿では、本誌前段に掲載されている「都市空間の可変的利用方策に関する調査研究 (Kick-Off)」の調査事項のうち、海外事例調査について得られた成果の概要について、鮮度の高い情報提供が有用であると考え、速報する。

1.1 海外事例調査の目的と対象

海外調査は以下の3点について知見を得ることを目的に実施した。

① 公共空間の暫定的で多様な活用の方法

公共空間を暫定的に多様な用途で活用するにあたってのツールについて現地調査を実施した。特に市区町に対して実施したアンケート¹結果で利用可能性が高いとの回答多かった公共施設である公園、学校・官公庁等施設、広場、さらに河川、道路等における空間活用について現地調査を行った。

② 公共空間の暫定的で多様な活用を実現させている主体と周辺組織との関係

暫定的で多様な公共空間活用がなされている背景には、公物管理者である行政以外の様々な主体が関与していることが想定される。多面的な公共空間活用を実現にはどのような主体が関与し、それらの役割や関係はどのようなものなのか、を調査した。特に公物管理者である政府と利用する民間事業者、そして市民がwin-win の関係になっているのか、なっているならば、その方法はどのようなものなのか調査を行った。

③ 歴史的建造物など強い利用制限が想定される下での空間活用の方法

世界遺産指定されている都市中心地区においても賑わいや活力を失っていない。限られた空間、また歴史的建造物という制約のなかで、どのように街を使いこなしているのか、について調査することにより、今後、我が国においてコンパクトシティを推進していく際の可変的利用方策についての知見を得る。

106 国土交通政策研究所報第 55 号 2015 年冬季

-

¹ 国土交通政策研究所、都市局まちづくり推進課官民連携室共管で 2014 年 12 月〜2015 年 1 月で実施した「都市空間における公共空間の利活用に関するアンケート」

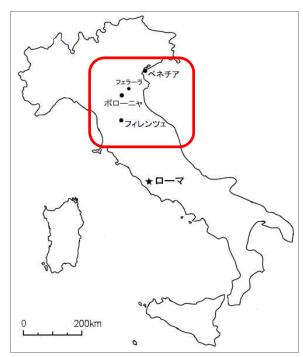
これらの目的から、世界遺産登録を受けた歴史的保全地区が多い伊国を対象国とし、既 往文献調査、またインターネット等の情報等から多面的な利用がなされていると思われる 人口 10 万人~30 万人程度の都市を選定した。

1.2 現地調査日程と訪問先

調査は以下の通りの日程で各都市の公共空間の現地視察及び関係する行政や民間その 他の組織の担当者へのヒアリングを実施した。

各都市の人口、人口密度等は図表 1-2 の通りである。

フェラーラ市、ヴェネツィア市などは市域に山間部や農村地域も含まれ広大となっているため、人口密度がフィレンツェ市やボローニャ市に比べ人口密度は低くなっている。



図表 1-1 伊国調査対象都市

都市名	人口(人)	面積 (km2)	人口密度 (人/ km2)
フィレンツェ市	357,318	102.41	3,489
ボローニャ市	371,151	140.73	2,637
フェラーラ市	132,295	404.26	327
ヴェネツィア市	260,856	412.54	632

出典: ISTAT 2012.01.01

図表 1-2 訪問都市の人口・面積・人口密度

図表 1-3 行程とヒアリング、事例視察対象

月 日 (2015年)	都市	調査対象		
2月9日(月)~10日(火)	フィレンツェ	(ヒアリング) フィレンツェ市役所都市計画サービス部、新インフラ・モビリティ本部部長、経済・観光・労働促進サービス及び経済活動本部の担当責任者ヒアリングメディチ家の要塞運営主体の Firenze Fiera SPA 社長、silfi SPA F-light 担当者		
		(事例視察) Fosso Bandito、Le Murate、Casa Della Creativit、フローレンス・ライティング・フェスティバル (FLF2015) による歴史的遺産のイルミネーション事業、カッシーネ公園事業 (EU 支援事業)		
2月11日(水)	ボローニャ	(ヒアリング) ボローニャ・アーバンセンター 館長、アーバンセンター組織戦略担当、ボローニャ市役所渉外・広報、国際 関係及び経済・都市振興プロジェクト室担当、旧市街地 保護及び維持管理担当主任、都市経済発展部テリトリー 促進・イベント調整・部門間プロジェクト・インクレディボル事業プロジェクトマネジャー、 Planimetrie Cultural (文化協会、非営利組織) 理事長 (事例視察) ウェルカム・ボローニャ会議場施設、ポルティコ利用状況、ボローニャ大学		
2月12日(木)	フェラーラ	(ヒアリング) フェラーラ市役所環境・労務・産業・地方政府・姉妹都市・国際関係担当市議、都市計画部部長、商業生産性向上本部商業生産性向上部部長、都市交通本部インフラ及び交通規制部部長、Traffico Urbano Autoparking SPA社長、Acosea Impianti Srl 上下水等システム責任者、ラベンナ・フェラーラ・フォルリ・チェゼーナ・リミニ地域管轄、文化財文化活動観光省(MIBAC)フェラーラ事務所長、フェラーラ大学建築学教授(事例視察) 各種市場や展示が行われる Trento Trieste 広場、公共駐車場、フェラーラ大学		
2月13日(金)~16日(月)	ヴェネツィア (本島、陸地側)	(ヒアリング) ヴェネツィア市役所旧歴史街及び島々の都市計画部部長、広報・渉外責任者、メストレ地区の都市計画担当官、Vela SPA 広報イベント部長、Marco Polo System GEIE (事例視察) ヴェネツィア本島旧市街地、カーニバル空間利用状況ヴェニス・アーセナル(兵器貯蔵施設)プロジェクトメストレ地区再生事業、可変的利用事例、Forte Marghera		

2. 訪問各都市における公共空間における可変的利用の参考事例

訪問各都市において相当数の事例調査を行うとともに、行政、民間事業者、学識者等へのヒアリングを実施したが、この中でも都市の可変的利用方策に貴重な知見を与えてくれる特徴的なものについて厳選して紹介する。

なお、「可変的利用」は全く新しい概念であるため、伊国においても該当する言葉はなく、 ヒアリング及び事例調査の対象は公共空間における暫定利用 (Temporary Use of Public Space) が中心となっている。

2. 1 フィレンツェ(Firenze)

フィレンツェ市においては、フィレンツェ市役所の公共空間活用の取り組みについて、市の担当者にヒアリングを行った。本稿では、その中でも多様な取り組みが行われている歴史的な公園であるカッシーネ公園での取り組みについて取り上げる。また、光によって空間のイメージを変えることで可変的な利用を実現させているフィレンツェライト・フェスティバル (F-light) を市とともに実施している民間照明会社へのヒアリングを紹介する。

(1) カッシーネ公園(Parco delle Cascine)

- ① 事業主体 フィレンツェ市役所 イベント等の実施は公共や民間企業、スポーツ団 体等種々さまざま
- ② 対象公共物 公園内道路、公園緑地、水路・岸、競技場等 公園面積約 130ha、所有者及び管理者はフィレンツェ市

図表 2-1 カッシーネ公園全図



③ 事業概要

i) 背景

カッシーネ公園は 1500 年代のメディチ家の庭園を発祥とする歴史的遺産である。アルノ川の河川敷に位置し、市郊外部に位置することに加え、130ha と面積が広大で平坦であることから、稠密な利用がされている旧市街地の中ではできない規模が大きな文化・スポーツイベント、また若者などが集う大音量のコンサートなど、様々な活動の場として好適であり、活発に利活用が進められてきた。

ii) スキーム

カッシーネ公園では年間を通じて活発に活用がなされている。利用は、市等の政府組織による公的なイベント等だけではなく、民間による営利目的の事業も多く実施されている。フィレンツェ市が所属するトスカーナ州と市は 2010 年にカッシーネ公園にて地場農業や自然食品、さらに地方社会文化の振興のために地方エクスポの開催を行ったが、その成果が期待通りのものであったことから、その後の公園の利活用はこの時の方針が

継続されている。

方針では、基本的にカッシーネ公園に様々なイベントや活動を積極的に受け入れ、公共空間の利用を促すことにより、経済効果と市の価値の向上を目指している。

利用にあたっては、民間による事業実施の場合、 まず市の窓口に申請を行い、事業内容についての 許可を受け、それぞれのケースにあわせ市が設定 する占用料を支払う。利用後は必ず原状復帰をす るなどの条件を満たせば、基本的に事業内容は問 わず認められている。

iii) 事業の内容

カッシーネ公園では、毎週火曜日の定期的な大規模青空マーケットや、芝生広場を貸切り数万人が集まる大規模なコンサートなどが頻繁に行われている。カッシーネ公園を起点とする「フローレンス・マラソン大会」はローマに次ぐ伊国における大きなマラソン大会であるが、このような大規模スポーツイベントも実施される。公園はかつてのお堀に接しているが、このお堀を活用して、1942年から行われているスポーツフィッシュイング世界大会など地形等をうまく活用し



図表 2-2 カッシーネ公園を活用した各種イベント

上: フローレンスマラソン大会中:「フェラーリがやってきた」下: スポーツフィッシング大会

たイベントもある。さらに有名企業による大が かりなイベントも多く開催されている。「フェラ ーリがやってきた」ではフェラーリ社主催でフ ェラーリのF1走行デモ、展示、またその前で のファッションショーなどが実施されている。 また、カッシーネ公園の活発な利活用のきっか けとなった「地方 EXPO」など多数の地方活性



図表 2-3 地方 EXPO 開催風景

化イベントも積極的に行われているが、こうした公的事業については、市は占用料を免 除するなどの優遇措置をとっている。

iv) 成果 (評価)

カッシーネ公園における公共空間活用は、近年経済・観光の両面からフィレンツェ市の 付加価値を高めている。大規模事業だけではなく、オープンマーケットは毎週木曜日朝 や特別な日に開催されている他、エコマーケットや地産物展も頻繁に開催されており、 公園空間の活用度は高い。

活用促進に対する特別な財政的な支援策等はなく、民間団体主催者は自ら必要資金を負 担するか寄付等を得て実施している。これら多くの空間利用による占用料金 (Concessioni di Valorizzazione) 収入は、市の財政に寄与している。

(2) F-light (Firenze Light Festival)

事業主体

フィレンツェ市及び Società Illuminazione Firenze (Silfi) 社の共催。

Silfi 社は、市が30%、ラベンナの民間実業家である Pierco Branzanti 氏が70%の株式 を保有している民間会社である。資本金は250万ユーロで市の持ち分は75万ユーロ。

2013年の配当総額は90万ユーロで、

ている。市が出資している他会社は赤 字で市から補填を受けているが、この 会社は市にとっても優良企業である。 Silfi 社は民間会社であるが、市全域の 街路灯・アルノ川や広場・歴史的資産 ライトアップなど景観照明の全ての 点灯、消灯のコントロールや維持管理 更新を請け負っているとともに、新た な照明機器の開発や照明システムの 開発も行っている。さらに、駐車場等



図表 2-4 Silfi 社の所掌範囲 (資料: Silfi 社ヒアリング時プレゼン資料)

の施設の案内や空き情報案内版などの電光掲示板、電気自動車の充電設備とともに、街頭の各種監視カメラ (CCD) の設置・管理も請け負っている。

市の照明、信号から監視カメラに至る電気機器関係の全てを民間会社1社が受託することは我が国では見られないことである。このような関係の背景として、アルノ川の氾濫による洪水で壊滅的な打撃を受け、フィレンツェ市は照明システムを1965年以降から復旧と新技術の導入を進めたが、これに貢献したのがBranzanti氏で、「フィレンツェ市の光の父」と呼ばれ、市からギルドの称号を授与される程になっていることが指摘されている。

② 対象公共物

市内全ての公共物(橋梁、河川等の公物および民間建築や彫像等も含む)

③ 事業概要

i)背景

フィレンツェ市の価値を一層高めるために、クリスマス時期に、市内全域の公共空間(歩道や広場)・歴史的資産に対し、芸術的価値を高める照明演出やデジタルマッピングを実施することを企画。従前からも小規模で実施されていたが、2011年からフィレンツェ・ライト・フェスティバル(F-Light 2011~2015)と名うち、12月上旬から1月中旬にかけて毎年実施している。

ii) スキーム

Silfi 社は市交通局(公共照明担当)や経済観光開発局、情報・メディア局と連携し、特



図表 2-5 F-light のアルノ川、ネプチューン像ライトアップと歴史的建造物である教会壁面に映写されたプロジェクションマッピング

※プロジェクションマッピングは教会の壁に、子供たちや市民から投稿された絵なども映写している

に技術分担につき役割を果たす。交通局は公共照明の時限的利用についての許可を担当する。経済観光開発局は時限的空間利用に関する許可と芸術性に関する調整、スポンサーによる資金調達を担当する。情報・メディア局は広報や最終報告書作成を担当する。 Silfi 社に対する支援は、通常、市による空間占用料が課せられないことである。

iii) 事業の内容

芸術性、社会性、観光促進、ビジネスの成長を念頭に置いて選択した市内の有名な公共空間を活用し、照明によるパフォーマンスを実施(シニョリーア広場(8,000 ㎡)、サント・スプリト広場(5,000 ㎡)、サンタ・マリア・ノヴェッラ広場(350 ㎡)、ムラテ(2,500 ㎡)、中央市場(5,000 ㎡)など)。なかでも市民も巻き込んだイベントの一例として、FLF2014 で 12 月 13 日から 1 月 6 日まで毎晩 18 時から深夜 0 時まで行われていたプロジェクションマッピングがあげられる。市民も子どもも参加できるイベントであることをテーマとして、オンラインで絵を送ればほぼ 100%映写され、非常に人気を博した。iv)成果(評価)

非常に感動的あるいは思慮深い、魅力的という市民や観光客の評価を得ており、今後は 他の市とネットワークを連携することが課題。

2. 2 ボローニャ (Bologna)

ボローニャ市は、世界で初めて「創造都市」という考え方を世界で初めて唱え、そして それを実現していることで有名で、市民力が高く、中小企業のネットワークによる地域経 済の活性化を保持している都市である。また世界最古の大学を擁する大学都市であり、1 年で8万人の市民が入れ替わる若い力に満ちた学生街でもある。

ボローニャ市では、ボローニャ・アーバンセンターを訪問し、館長の Giovanni Ginocchini 氏より Temporary Use of Public Space として、ボローニャ市の世界遺産登録を受けている歴史的な中心市街地部における3つの事業についての紹介を受けた。この3つの事業はそれぞれ、市民、地域コミュニティ、世界各地からの来街者(観光、ビジネス客)といった市に関係する人々を3つのカテゴリーに分類し、それぞれをターゲットとして展開された事業である。この中で、ボローニャ市の地場産業である水回り製品を扱う中小企業17社が集まり、公共病院跡地を利用した Bologna Water Design イベント以外の2つの事業について紹介する。

また、ボローニャの市街地空間の大きな特徴として、世界一の延長を誇るポルティコ(回廊)がある。ポルティコは半公共空間として可変的利用の空間としての可能性が高いため、これについてもヒアリングした内容を紹介する。

(1) T-days

①事業主体 ボローニャ市 役所

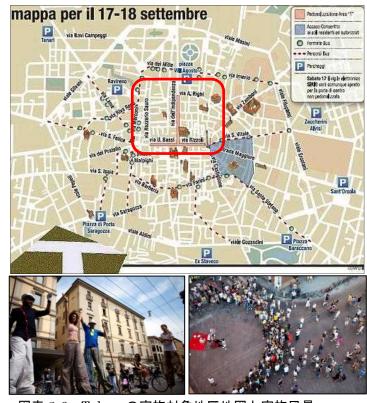
②対象公共物

市中心部の Rizooli, Ugo Bassi, Indipendenza の 3 本の道路とこれらを含む地 区

③事業概要

i)背景

歴史的遺産からなる中心部を安全に来訪者が楽しみ、 人々が自由に都市空間を歩き、楽しむことによって中心部の活性化を促すために、中心部での自動車乗り入れ制限を一層厳しくすることを検



図表 2-6 T-days の実施対象地区地図と実施風景

討。2012年2月から社会実験を行い、その後本格実施として定着するに至った。

ii) スキーム

市役所の実施主体は交通局。市の中心部は既に交通規制ゾーンの指定下にあり、日交通量は2千台程度だが、これを更に規制し、特別車両しか進入できないようにしたもの。

iii) 事業の内容

毎週土曜日の午前 8 時から日曜日の午後 10 時まで、中心部指定エリア(この地区の形状がほぼ T 字型の形のため T-days と呼ばれる)の自動車乗り入れを原則不可とし、歩行者と自転車だけが通行できるようにした。実施にあたっては、広く市民参加を得て討論を重ねており、市民や店舗も T-days に伴い、空間を様々な形で利用しだしている。

iv) 成果 (評価)

実施にあたって行った近隣住民会議では、地区の約 400 人の住民から約 200 の質問と約 300 の提案を受けている。ウェブでは 1,700 を超すアクセスがあり、約 840 人から提案や意見等への回答を得た。その 80%が 18~50 歳の年齢層である。こうした住民参加を得ながら実施した結果、市民からは大好評を得ている。可変的利用により、週末は全く別の空間を提供した結果、住民が受ける T 字型のエリアの印象は大きく変わった。特に歓迎してくれたのは、ファミリー世帯と若い人たちである。しかし、逆に高齢者からは公共バス等が使えないため不便になったという声もあり、継続実施できているのは、ボローニャ大学があり、若い世代が多い都市であるためで、高齢者が多い都市では、高

齢者の移動に配慮した方法を合わせて考えることが必要だろうとしていた。また、一部 の商業関係者からは不平が出ているようである。

(2) Centotrecento (小さな路プロジェクト)

- ①事業主体 Associazione Centtotrecento (2010 年にボローニャで生まれた社会活動 非営利組織で、若い建築家 3 人によるグループ)
- ②対象公共物 小さな路 Centotrecento, Azzo Gardino, Mascarella, Borgo San Pietro などの通りが対象となっており、更に拡がる傾向。

③事業概要

i)背景

住民同士の交流が希薄になり地域としての力が落ち、疲弊してきていた地区において、コミュニティの中で空間をシェアするという文化をひろめ、空間の居心地を高めることで、交流を活性化することによりコミュニティの再生を目指している。コミュニティによる積極的な活動によってコミュニティによってシェアされる開かれた空間を広げ、多くの出会いの場を創出することが活動目的。

ii) スキーム

文化的で楽しめる小さなイベントを開催し、小さな参加と協働を通じてコミュニティの 強化を図ることにより、歴史的建物の維持管理等も含めた難しい課題に取り組めるよう にする。

iii) 事業の内容

小さな街路に面する店舗を含め、それぞれにとって便利な空間をつくる。具体的には2 台分の路上駐車スペースを可変的に活用し、飲食や学習の機会を設けるなど、少しずつ、 できることから行い、近隣の交流を進めている。

iv) 成果 (評価)



当初は Associazione Centtotrecento による試行ではあったが、現在はトライアルの段階を越え、既に数ヶ月継続しているプロジェクトとなり建設的に活動は広がっている。住民等が自発的に行う活動も増加し、さらに他地区にまで住民主導による同様の活動が始まっているなど広がりを見せ、市内の小街路に新たな価値を与えつつある。

こうした活動において、ボローニャの都市の特徴的な空間であるポルティコが、路上駐車スペース、道路空間、建物内空間をつなぐ空間としてうまく利用されている。外に開かれた半公共的空間であるため、通行人のみならず通過車両や自転車とも有効な関係をつくっている。

(3) 民有公共空間 ポルティコ(回廊)

i) ポルティコの成立経緯

ボローニャの旧市街のポルティコの長さは 35 kmあり、世界で最も総延長が長い。当初職人の作業場は寺院等の賃貸であった。中世から人口が増加し職人の作業スペースが足りなくなり、その結果、道路や広場などの公共空間へのはみ出し利用が発生した。具体的には住宅の2階部分が公共空間側に突き出し、その下が通路となった。当初は簡易な柱であったがこれでは支えきらず、落下事故が多発したため頑丈な支柱が建てられた。これによって生み出された空間がポルティコ(回廊)の発祥である。

寺院や教会もその利用を認めざるを得ず、逆に教会の方からポルティコの更なる活用を提案するまでになり、ポルティコの正当性が認められるようになった。他都市では公共空間にはみ出すポルティコの正当性が認められず発達しなかった。ボローニャで旧市街地全域まで発達した理由は、



図表 2-8 サン・ルカ教会 と市街地から教会に通じ るポルティコ

家内制の中小企業等の工房が多く、これが市の産業の基幹となっていたこと、また大学 都市である自由さもあり容認されたためと言われている。

ポルティコは、建物の建築の際に付属して整備されるのが通常であるが、景観が重要視される広場などでは、まずポルティコが整備されそのあとで背後に建物が建築されることもある。また独立した回廊として最も長いものは、市街地中心部から郊外の山上にあるサン・ルカ教会までをつなぐものであり、ボローニャ市民はサン・ルカ教会と「へその緒がつながっている」として大切にしている。

ii) 民有公共空間

職人の工房や住民の住宅は寺院の所有で賃貸され、ポルティコは公有地であったが、ナポレオンの統治期に、ポルティコを含む不動産が私有財産化された。そのためポルティ

116 国土交通政策研究所報第 55 号 2015 年冬季

コも含め一般の不動産としての取引が可能となっているとともに、補修や日常的な清掃等の維持管理等も所有者が責任をもって行うこととになっている。しかし、利用においては公共目的が優先される「民有公共空間」となっている。例えば、ポルティコの空間を用いて絵画展をやりたいという場合は、市に許可を申請するとともにポルティコの所有者にも了解を得る。さらに主催者はポルティコの所有者にも市にも利用のための占用料金を支払うことになる。市には公共利用として決まった占用料金を支払い所有者には交渉に基づく占用料金を支払う。これはカフェなどの商業利用の場合も同様である。このような取り決めによってポルティコでは、広場とともに可変的な活用が活発に行われている。



図表 2-9 ポルティコの活用事例

雪、雨がかからない半公共空間は活用可能性が高く、カフェ、物販以外にも美術展やイベントなど多様に活用されている。日常の清掃含む維持管理は、本来的には所有者 (民間)が行うことになっているが、クリーナーブラシなどの機材を用いての清掃や 簡易な補修はまとめて行った方が効率的なため市が雇用した清掃員が実施し、所有者 からは費用を徴収している。

2. 3 フェラーラ(Ferrara)

フェラーラ市は今回訪問した都市の中で、最も人口規模小さく、人口密度も低い地方都 市である。我が国においては、自転車利用によるまちづくりで知られており、伊国の中で も先進的な交通政策を行っており、自転車分担率は高い。まちの規模は他訪問都市に比較 して小さいが、中心市街地縁辺に2カ所のフリンジパーキングを整備し、伊国の他都市同様に歴史的地区である中心市街地に流入する自動車交通を厳しく制限している。バスシステム、レンタルサイクルシステムなども複合的に実施し、旧市街地内の広場はじめ公共空間をさまざまな自由な活動の空間として確保している。本稿では、フェラーラ市役所の商業生産性向上本部商業生産性向上部部長 Evelina Benvenuti 女史にプレゼンテーション頂いた内容から、公共空間の利活用事例とともに占用の手続き等について紹介する。

旧市街地トレント・トリエステ広場やその他市街地内の道路をはじめとする公共空間の可変的利

用参考事例

- ①事業主体 フェラーラ市 (イベント等の実施については、市後援・協力により民間団体が主体となり開催)
- ②対象公共物 トレント・トリエステ広場、道路等公共 空間全般



図表 2-10 日常のトレント・ トリエステ広場

③事業概要

i) 背景

歴史的遺産である公共広場等への賑わいの再生、観光等による産業活性化、また市税増収を目的として実施。トレント・トリエステ広場含め公共空間は数年前までは自動車交通が多く、市民はじめ人々が憩い集う場所がなく衰退していた。そのため、伊国の他都市同様、フリンジパーキングの実施、監視カメラによる自動車流入規制等を行い、広場をはじめとした公共空間の交通以外の利用復活により賑わい再生を図っている。

ii) スキーム

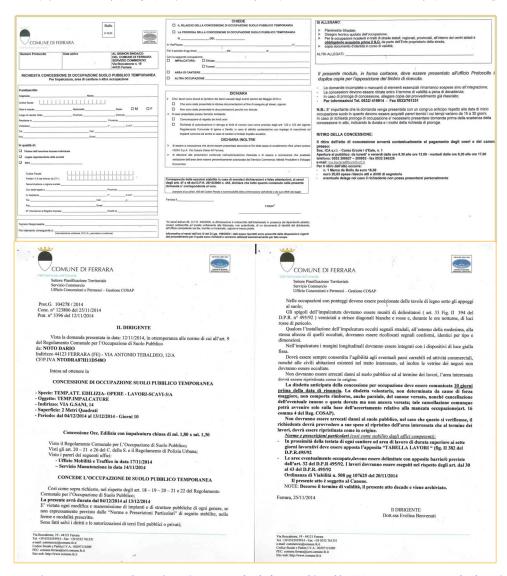
民間事業者等から具体的な公共空間活用申込みとカノネ(Canone、占用料)の支払いにより、暫定的な利用を認める。占用料金収入は重要な市の収入となる。ただし、市主催事業や公的な事業や市にとって重要事業については、占用料無しや軽減措置もある。歴史的建造物の利用については、市当局のみならず、文化財文化活動観光省(MIBAC/詳細は後述)の許可を得ることが必要となる。

占用料及び手続きについて、市のプレゼンテーション資料によると以下の通りである。 全ては市のカノネ・公共空間占用条例 (Canone Occupazione Spazi e Aree Pubbliche: COSAP) により規定されており、民間のみならず公共もこれに従う必要がある。

手続きは、次のステップで進められる。①公共空間利用申請者は事前に事業実施の理由 や場所、必要とする空間の広さ、使い方などを申請書、図面等で申請を行う。②市担当 部局は、イベントの重要性、イベントによる占用期間の長さ、他の占用申請とのオーバ ーラップは生じてないか、交通規制上の問題はないか(特に中心エリア)、占用部分使い 方が環境上の問題はないか、景観等整合性は保たれているか等について事前調査を行う。 特に環境担当部局等との調整は、監督責任者の承認を得なくてはならない。③事前調査 終了後、市当局は、申請者からの占用費用の支払いがあり次第占用許可を出す。

公共空間の占用には基本的に市に対するカノネの支払いが伴う。カノネは市により定められた率によって計算される。市は、市における拠点性、周辺人口密度、観光客の流れなどのデータに基づき市内を3つのカテゴリーに分けており²、公共の空間や道路の占用申請が行われると事業の重要性や占用位置によってカノネの金額を算出する。

公共空間における商取引行為については、上記のカノネ申請に加え、様々な手続きが必



図表 2-11 上:市に提出する占用利用申請書 比較的簡単な項目と図面で申請できる 下:仮設占用許可証の例

²フェラーラ市の都市規定「REGOLAMENTO COMUNALE PER L'OCCUPAZIONE DI SUOLO PUBBLICO (公共地の占用のための都市規定)」によると第一カテゴリーは中心地の主要広場、通り、第二カテゴリーは交通規定に定められている中心街区、第三のカテゴリーは第一、二に規定されている以外の都市全域。一般的占有の場合の占用料は、第一:0.77 ユーロ×面積(mq)×日数、第二:0.70 ユーロ×面積(mq)×日数、第三:0.52 ユーロ×面積(mq)×日数。さらにこれに VAT (IVA=1/4) でいかかる。

要となる。商取引は市によって認められた特定の場所によってのみ行える。商取引を行うことについての契約書や周囲からの承認書を提出することで、占用許可証が市から発行される。商取引を公共空間で行おうとする者は、毎年カノネの申請を更新し支払いを行う。

iii) 事業の内容

年間主要行事に加えさまざまなイベントが実施されている。また、これ以外にパーマネント (1年以上の継続利用) とテンポラリな利用などがある。

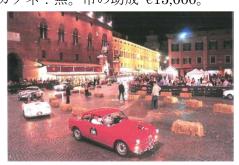
(a) 年間主要行事

文化的活動や物産販売促進活動などがあげられる。年間主要行事の例は以下の通りである。これ以外にも毎年実施される主要行事は多くあり、さらに単発のイベントなども実施されており、さまざまな公共空間が活発に活用されている。

① 1000 マイル (Mille Miglia)

クラシックカーのパレード・コンテスト、パーティディナー。

毎年 5 月木曜日夕方から金曜日朝迄。 カノネ:無。市の助成 €15,000。



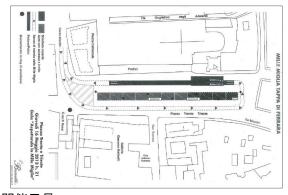


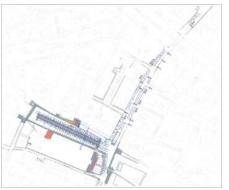
表 2-12 左:1000 マイルイベント開催風景 右:占用申請書につけられたトリエンテトリエステ広場利用の申請図

② 金曜市場 (Mercato del Venerdi)

市民向けの食料品市場。毎週金曜日に開催。

カノネ:1ブース(平均 41 m²)で€362





図表 2-13 左:金曜市場開催風景

右:占用利用申請時の添付図

年間を通じたイベントについても各店舗出店区画まで詳細に書き込

まれた図面の添付が求められる

③ ギフトフェスティバル (Festa del Regalo) クリスマス用品、ギフト市場の開催。

毎年11月最後の日曜日から1月6日迄。

カノネ: €9,679

④ 大道芸人フェスティバル(Buskers Festival)

大道芸人によるパフォーマンス。 毎年8月20日から31日に実施。 カノネ:無。店舗等のカノネは必 要だが市からの助成により80% に軽減。

⑤フェラーラ・パリオ (Palio di Ferrara)

歴史的な馬のレースやパレード。 毎年5月中頃に実施。

カノネ:無。市からのイベント費用助成あり。

(b) その他の公共空間の占用 フェラーラ市では、公共空間(資産) は様々な利用目的のために占用申請 ができるとしており、その占用のケ ースを次の通り整理している。

①パーマネント:申請者による占用が1年以上の場合

具体事例としては、歩道占用、キオスク(小型売店。新聞、雑誌等とともに簡易な食料品なども販売)、電話ボックスのみならず、アンテナ、電線、地中配管の水道管等も占用許可とカノネが必要となる。歩道占用でも、自宅車庫の前面歩道等を車の出し入れの為に確保することもカノネの対象となってい



図表 2-14 上: 大道芸人フェスティバル開催場所図 下: 大道芸人フェスティバル開催風景







図表 2-15 自宅駐車場出入口前の歩道に占用料を 支払い確保している事例。占用料を支払って占用 していることを示すマーク掲載は義務。

る。COSAP ルール 26 条により通常より緩やかなカノネ特例対象とはされているが、占 用幅と長さによって決められた額を支払っている。また、対象となる全ての占用箇所に はそれを示すマーク(駐車禁止)を自ら掲げなくてはならない。

②テンポラリ:申請者による占用が1年未満の場合

具体例としては、各種の展示・イベント、様々な活動、テーブル拡張(その時々で出し入れをするカフェ、レストラン等)、公共エリアでの商業行為等。テンポラリの占用で興味深いのは、建設工事等に伴う仮設足場等にも申請とともにカノネの支払いが必要となることである。例えば住宅の補修や、地下埋設物(ガス、電気、水道等)の工事の場合も必要となる。

図表 2-16 カノネの具体事例

タイプ	サイズ	場所	期間	カノネ金額
仮設テント	4X4	P.zza Trento Trieste	1月10日から 2月11日	€ 20.00
敷地仮設	2X20	C.so Ercole d'Este	12月10日から1月10日 まで	€ 769.00
IMPALCATURA 足場仮設工事	2X9	C.so Martiri della Libertà	8月1日から15まで	€ 49.00
PASSO CARRAIO 進入禁止	3,40	C.so Porta Mare	2014年通期	€ 115.00

iv) 成果 (評価)

公共空間活用の効果として、地域振興及び観光促進の効果の他、カノネの市税収入への寄与があげられる。2014年見通しでは、市歳入の約2%がカノネからの収入となっている。また、カノネ収入の内訳として、パーマネント占用が81.5%を占めている。





図表 2-17 左:カノネ収入の市税収入に対する割合 右:カノネの内訳 (出典:フェラーラ市役所ヒアリング時プレゼンテーション資料)

2. 4 ヴェネツィア(Venezia)

ヴェネツィア市は、島と陸地側とに分かれている。人口 26 万人のうち 5.5 万人が旧市 街歴史的地区(本島)部分に居住し、残りはメストレ地区等の陸地に居住している。本島

122 国土交通政策研究所報第 55 号 2015 年冬季

は車、自転車等が入れず水上交通と徒歩の空間となっており、陸地部分とは全く異なった 都市形態を持っている。そのため、ヴェネツィアについては本島部分とそれ以外のメスト レ地区とに分けて報告する。

(1) ヴェネツィア本島歴史地区 公共空間利用運営会社(Vela 社)

ヴェネツィア本島には 5.5 万人の居住者のところに、年間 2 千万人の来訪者がある。つまり一日あたり平均 5.5 万人で、居住人口とほぼ同数が常に観光客としていることになる。また来訪者の 86%が国外からの外国人観光客となっている。観光客 1 人あたりの 1 日の消費額は 140~170 ユーロで、居住者もしくは通勤者の 1 日あたり消費額の 25~40 ユーロの約 5 倍以上で、観光が重要な産業となっている。ヴェネツィア本島市街地の歴史的資産の保全や環境維持と観光産業との両立を進めていくことが課題となっている。ヴェネツィア市では、多くの観光客が集中するサンマルコ広場などの中心部から、カーニバル等の中心イベントの実施を周辺部の公共空間等に徐々に分散させることが喫緊の課題である。

歴史的地区において公共空間活用を行う事業のコントロールを一手に引き受けているのが Vela 社である。本稿ではこの Vela 社の広報イベント部長 Vela Fabrizio D'Oria 氏に対して行ったヒアリングより、公共空間利用の手続きと現在の課題について得られた知見を紹介する。

i) Vela 株式会社の成り立ちと業務内容

Vela 社は 100%市出資の民間会社であり、ヴェネツィア本島における公共空間を活用したイベントすべての企画運営を市から委ねられている。市の公的な事業だけではなく民間からの要請も、市は Vela 社を通じて行うこととしている。Vela 社は歴史的な公共性の高いイベントの企画運営を行うとともに、民間からの空間利用要請に対しては、市に対する許可申請、スポンサー管理、コーディネート業務、空間利用に対するアドバイスも行う。Vela 社の設立前まで、公共空間利用の申請受付、イベント調整、コーディネートなどは全て市が実施していたが、民間からの公共空間利用の要請の増加、また財政難、人手不足で、市での対応が困難となってきていた。そのため、市は 100%出資で公共空間利用の手続きや市のセールスマーケティング部分を担う会社として、既存の市出資のマーケティング会社を改変充実させ、Vela 社を 2013 年 4 月 23 日に設立した。ヒアリングに対応してくれた広報イベント部長 Fabrizio D'Oria 氏も以前はヴェネツィア市職員としてイベントコーディネートを担当していたが、現在は市を退職し Vela 社の社員となって同様の業務を行っている。

Vela 社のように、市のイベントプロモーション、コーディネート、マーケティングを一手に引き受ける民間会社を持っているのは伊国の中でもローマとフィレンツェ(フィレンツェ・フィーラ)の2市しかない。この3市中でVela社のみは、公共からの業務委託だけではなく民間等他からの仕事を請け負うことにより、独自採算を確保している。こ

の結果、ヴェネツィア市はプロモーション費用等の財政負担を負わないですむようになっている。Vela 社の目標の一つとして、ヴェネツィア市の財政負担をできる限り軽くしていくことがある。

ii) 手続き(公共空間利用スキーム)と費用負担 公共空間の利用手続きについて、アーセナル(海軍 施設跡地。元は造船所)をカーニバルでの活用を例 に説明を受けた。その概要は次の通りである。

まず、市は①どのようにしてカーニバルを実施するか、②その中でどのようにアーセナルを使うのかの 2点を決める。

①では、カーニバルを実施にあたってのテーマと予算を決定し、さらに優先事項を設定する。今年の優先事項は、質の良さ、環境に優しいこと、ステークホルダーに配慮することであった。ここでいうステークホルダーとは、特に住民と特に若い学生たちが対象である。次に、プログラムを作成する。プログラムの作成にあたって重要なことは「サービスコンファレンス」という会議を開催することである。サービスコンファレンスは、イベントの主体者が集ま

り協議調整を行う場である。市の関係 部局とともに外部主体も全て含まれ る。外部主体には、警察、ウルス(参 加者、来訪者の健康面をみる救援救護 団体)、消防、歴史的空間利用におけ る規制管理を行う MIBAC がいる。こ れらの4主体はカーニバルだけでは なく全てのイベントに関与し、参加





図表 2-18 Vela で実施しているイ ベント事例

上:カーニバル(世界中から観光客 が集まるヴェネツィア市最大の 年間イベント)

下:アーセナルでのライブイベント



図表 2-19 ヴェネツィア島のサンマルコ広場(左) とアーセナル(右)の位置関係

し、彼らの専門分野から細かいところまで意見してくる。

このサービスコンファレンスにおいて、"技術報告書"を作成する。すべての事業を網羅し、さらにどの施設をどのように使うのかが詳細に明記される。ここで2つめの決定事項としてアーセナルをどのように活用するかが決められる。

このサービスコンファレンスの後、市は、"技術報告書"をもとに"議事録"を作成し、 それが市の中で承認された段階で事業の承認が Vela に下りる。これが公共空間の利用 承認である。

この"議事録"にカーニバルの実施にあたっては占用料を支払わなくても良いというこ

とが明記されることにより、Vela は公共空間の占用料を支払わなくてもよいこととなる。占用料の支払いの有無は市だけが判断できるため、それを"議事録"に記載しておくことが大事である。市は Vela 社の占用料の支払の有無をその都度判断をしている。市と他関連主体が承認したら、"議事録"は覚書のような形となり、この中には、事業実施にあたって注意を要することが列挙されている。例えば今年は公共空間を市民のために使うということでサーティフィケートを作成した。これはこれによってカーニバルに係るすべての運営がチェックされることになる。アーセナルの利用にあたっても、歴史的な遺産であることを市民と訪問者にメッセージとしてきちんと伝えることが今年の課題となった。

なお、イベント等を行うために既存施設を改変する等さわることはない。終了時には全 て元に戻す原状復帰が必須となっている。

Vela 社が関わるイベントのうち、公共的なものについては占用料が免じられる旨が書面 化されている。例えば、ローマ法王来訪時の歓迎イベントは Vela 社に企画運営が任さ れたが占用料は免除され、さらに市からイベント実施の委託費も支払われた。市は実施 委託費を出さない場合においても、民間のスポンサーを探してきて財源確保を支援する。かつては市が全ての費用を負担していたが、徐々に市財政が厳しくなり、委託費を支払 わないかわりに占用料を免除する傾向にある。

民間事業の場合では Vela 社がコントローラーとなり、自らスポンサーを探し資金調達にする。例えば、サンマルコ広場でルイ・ヴィトンがイベントを実施した際にもサービスコンファレンスが開かれ占用許可は出されたが、占用料や全ての実施費用を支払うとともに、広場にダメージを与えない等色々な条件が付けられた。Vela 社はこのイベントのコーディネート業務、特に許可部分を担当するとともに、サンマルコ広場にダメージを与えないような利用方法につき助言をした。

iii) 公共空間利用に関する留意点と問題と課題

公共空間利用は、許可をとる手続きに時間がかかるため、計画をタイムリーに適切に立てることが必要となる。Vela 社は市出資の公共の主体であるため、警察や保健機関も協力的であるが、民間会社単独で許可をとることは困難だろう。市も公共空間の利用にあたっては、Vela 社を使うことを望んでおり、他の民間への委託はしない。

公共空間利用は民間会社からの要請が多い。彼らはまず市を訪ねる。市は Vela 社を紹介し、Vela 社は費用について交渉を行う。ヴェネツィア市は世界中のハイブランドから利用要請を受けており、当初は市が担当していたがやりきれなくなり、Vela 社に任せるようになった。Vela 社は組織形態は民間であるため、市よりも動きが速くフレンドリーなので、評判はよい。市役所のマーケティングカンパニーのような役割も担っている。ハイブランドによるヴェネツィア市の都市空間利用要請は、市の空間的価値を評価し自らのブランドの舞台として利用したいという要請である。ヴェネツィア市の空間リソー

スが、彼らのマーケティング戦略上でも価値があるものとして評価されているといえる。 一方、国際的ブランドのイベント等は観光客等を対象としており、市民サービスではない。ブランド等からの空間利用の依頼が増加することにより、市民へのサービスのウェイトが低下する傾向があり、市民からはクレームも増加してきている。公共空間利用のメリットは市民にも還元されるべきであることから、両者のバランスを取り、市民からの評価を得ていくことが課題という。市民へのアカウンタビリティ確保のため、民間会社利用による収入については、情報公開により開示している。また、どのようにイベントを運営するのか、どのように公共空間を使うかの規定も明示している。

公共空間利用で最も重要なことは、利用されたスペースがイベントの終わったあとには、 元通りに戻されていることであり、そのための管理をしっかりやることだとしていた。 イベント運営時に発生した事故等の責任は 100% Vela 社の責任となる。そのため保険に も加入している。また Vela 社であっても例えば"議事録"の規定から外れたら罰則をう ける。例えば、12 時までにイベントを終了すると"議事録"にあれば、それを過ぎたら 違反となり罰金を払う。

iv) Vela 社の評価

景気低迷の中でもカーニバルを含め、様々な事業を成功させており、Vela 社の運営には 定評があり評価されている。民間スポンサーからの事業を請負実施することにより、例 えばアーセナルの維持管理費用を賄うなど、市の財政面への寄与も大きい。また、民間 からは煩雑な手続きを迅速に行い、フレンドリーであることが評価されている。

(2) KM Cultura (kilometer of the culture) 事業 (ヴェネツィア市陸地側、メストレ地区)

①事業主体

ヴェネツィア市及びメストレ地区民間団体・企業

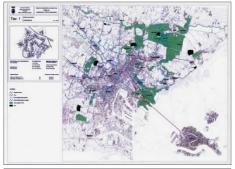
②対象公共物

図書館や博物館、劇場、カルチャーセンター (映画館)、市民塔 (歴史的遺産)、広場、道路、歩道など

③事業概要

i)背景

2005 年に策定されたヴェネツィア広域都市圏戦略計画 (Venezia Città Metropolitana, Piano Strategicodi Venezia)では、県をなくしヴェネツィア本島を中心に3都市で広域都市圏を形成し、本島に加えメストレ地区をもうひとつの都市極として整備し、本島とメストレ中心部を結ぶ軸をもった双極を形成する必要性が掲げられている。





図表 2-19 左:ヴェネツィア本島 とメストレとの双極づくり 右:T プランの推進

これに対応し、メストレ地区では本島からの軸線が T 字の長軸(背骨)となる公共交通網(トラムを含む)を整備して周辺開発を促進すると共に、この軸がほぼ直角にあたり T 字の短軸部分となる中心部のフェレット広場(Piazza Ferretto)とを連結する T プランを推進している。この一環として、人口減少が進むメストレ中心市街地において、文化と歴史的資産の活用と市民の参加を通じて賑わいを取り戻すために、「キロメートル・カルチャー(KM Cultura)事業」が同時に展開されている。

ii) スキーム

既存の公共施設を運営する民間団体等と市の協働のもとに、各施設の機能を歩行者や自転車による魅力ある界限で連結し、既存の文化と歴史的資産の活用を推進しつつ、同時に市民参加やイベントを通じて賑わいと取り戻す。これらの施設を夜遅くまで(公共図書館は夜9時、劇場は深夜0時まで等)開館することにより、夜間までの街の賑わいを創出し、住民の定着をはかり地域が再生することを目的としている。

iii) 事業の内容

S字を描くようにメストレ駅方面から図書館や博物館、劇場、カルチャーセンター(映画館)などを、整備された歩道で結び、歴史的資産である市民の塔(Torre Civica)から

フェレット広場を通じて回遊することができるようにしようとする事業である。この界隈では古くからの店舗に加え、新商店街の整備も進んでおり、静かな居住地区や散策できる公園や通りなど、住民にとっても魅力ある界隈を形成することで、人口の復活定着を図ろうとしている。自動車流入を止めたフェレット広場やこの界隈に沿った広場では、カーニバルにおいて本島ではクライマックスに天使が降臨するのに対し、ロバが空から舞い降りるイベントを実施したり、仮設の遊戯施設が設けたりするなど、様々な暫定的な利用が展開されている。

iv) 成果 (評価)

Tプランや KM Cultura はまだ推進途上にあり、 人口回復などの劇的な効果をもたらしているわけではないが、市担当者の熱意や広場に繰り出す 人々の活気が感じられ、都市の質的向上は確実に 進められていることが体感できる。





図表 2-20 KM Cultura 事業 (Kilometer of the Culture) 上:概念図: T ゾーンに劇場等の文化施設等整備し夜遅くまで楽しめる回遊ルート(S字型)の形成を目指している。 下:本事業の中で S 字型の一角にあ

下:本事業の中でS字型の一角にあ る開渠された河川。

2.5 共通事項

訪問各都市に共通してみられた公共空間活用事例としては次の2点がある。

(1) 路上カフェと広場の活用

各都市ともに歩道や道路駐車スペース等を活用した路上カフェ、また教会前広場や街区ごとの小広場の活発な活用がみられた。これらの活用の背景には、旧市街地部への車の乗り入れ規制による安全な歩行空間、たまり空間の再生、確保がある。伊国においても車社会化は進んでおり、かつては旧市街地内にも車が多く流入し、安全・安心に歩ける歩行者空間や人が集える空間は失われていた。しかし、1980年代から徐々に市民のための空間再生、荒廃していた旧市街地の見直しの機運のなかで、車の流入規制を行う都市が増え、その結果、市民等が自由に使える空間が増加してきた。こうして確保された歩行者空間の活用の中で、ポピュラーなのが路上カフェと広場でのイベント開催で、人が集まり、とどまり、ゆっくり過ごすことができる場を創出し、都市の賑わいに寄与している。

路上カフェ は軒先延長型 が多いが、延長 されたオープ ンテラス部分 の方が、店舗屋 内よりも広い ところも多く 見られた。これ らは、全て占用 料を市に支払 って利用して おり、占用料の 金額や空間の 使い方、利用に あたってのル ールについて は各市毎に条 例で定めてい る。路上に店を 出すことにつ いては、自宅の 前の歩道に座







図表 2-21 路上カフェ事例 左上:路上駐車区画活用のカフェ(ヴィアレッジョ) 右上:車流入規制が行われている道路空間のカフェ(フェラーラ)

左:路上駐車区画活用、ガレリア下歩道を活用したカフェ、 レストランの屋外スペース (フィレンツェ)

左下:商店街の歩行者専用道に 出されたレストランのテーブ ル (ヴィアレッジョ)、右下: 席がほぼ通りだけというレス トラン (ボローニャ)

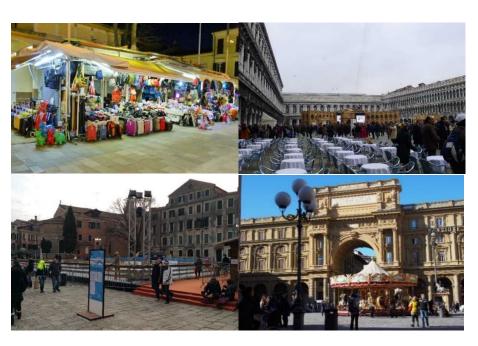




って通りを眺めるのと同様の行為として、「あたりまえ」と捉えている。パブリックマインド(利用することが自分たちの利益だけではなく、他の人たちの利益となる)の延長上で、誰にでも認められた権利としている。

利用形態は、フィレンツェでは MIBAC の指導により、モジュール化されたキットや、デザイン、カラー、フィレンツェ市の紋章をいれることなど、歴史的公共空間利用にあたって空間の質・価値を落とさないデザインコードが定められているケースも多い。

左下:広場でのアイススケート場(ウェネツィア本島)右下:どの都市でもみられた移動式メリーゴーランド(フィレンツェ)



(2) 文化財文化活動観光省(MIBAC: Ministero per i Beni e le Attività Culturali e del Turismo)

歴史的地区における公共空間利用にあたって、その価値を保全しながら利用を進め、さらに利用することによって歴史的公共空間の新たな価値を創造することにおいて、国の機関である文化財文化活動観光省(MIBAC3)の役割が非常に重要であることがヒアリングでわかった。MIBACのラベンナ・フェラーラ・フォルリチェゼーナ・リミニ地域管轄フェラーラ事務所長 Gabriele Pivari 氏にヒアリングした内容の一部を紹介する。

① MIBAC の役割

MIBAC は国の省であり、役割は一言でいえば、イタリアにあるすべての歴史的資産である不動産や動産(絵やオブジェ)などを対象に、どう保全するかを管轄している。ローマに本省があり、イタリアの各地に地方事務所を有している。注意して欲しいのは地方にあっても国の機関であり市の機関ではない。

 3 2013 年 10 月 21 日から首相府にあった観光政策の役割が MIBAC に移管された。このため MIBAC は最近では MiBACT と略記されているが、ここでは MIBAC とする。

MIBAC の存在により、街の質を維持し保全し、街の価値を高めている。

② MIBAC の許可権行使の対象範囲

イタリアでは2004年1月22日付の立法令「文化財・景観財法典」が文化資産保全に関する全ての基盤となっている。この法典では、不動産で70年以上「公共のもの」となっているものは全てMIBACにて管轄し保全するように規定されている。不動産という観点から、公園や広場を含む空間も全て含まれる。70年以上経過した不動産に優劣はなく、全てが保全の対象となる。特例として、あまりにも見た目が酷い物件については取り壊してもよいという判断を行う。ただし、その中に一部だけでも歴史的価値のある部分があれば、再評価を行い、場合によっては判断を変えることがある。

公有財産と私有財産では、異なる条項が適用される。私有財産の保護条項があり、これに適合するかどうかで判断は変わる。私有財産の場合はそれがどれだけ歴史的な価値をもつかがポイントとなる。これに抵触しなければ、民間が私有財産に手を加えることは自由である。私有財産については、資産登録、改変等の申請毎にその都度審査し個別法的手続きを行う。

公有財産の場合は資産登録する形ではなく 70 年以上の全てが対象となる。さらに、個別判断により一義的な対象以外の空間についても対象とされる。例えば、フェラーラでは城壁の周りの空間について基本的には対象外であるものの法定の個別審査と判断が行われ、城壁から 2 メートル離れた空間でも公共資産の歴史的価値保全に関わるとの個別判断により規制対象となった。

許可対象は空間種別による違いはない。広場、城、城壁、石畳の道路、フェラーラで言うとお堀等水辺空間、公園、ポルティコの下の空間など、すべてが対象となる。都市以外の場所例えば農村については、ほとんど歴史的資産はない。多くの都市でそうであるが、例外的にボローニャのサン・ルカ教会など、都市部以外の歴史的資産が対象になっている場合もある。

③ 許可が必要な行為

「文化財・景観財法典」では公共空間で行われるすべての建設行為は、修復であれ可変的利用であれ、MIBAC の許可をとらなければならないことが規定されている。公共の歴史的建造物を民間に売却する場合にも MIBAC の許可が必要になる。許可を得れば取引することはできる。しかし、地方自治体から民間に所有権が移った時点でアットやデクレート4の手続きが必要になる。許可にあたっては国(MIBAC) の許可が市の許可よりも優先されるが、双方の許可が必要となる。

130 国土交通政策研究所報第 55 号 2015 年冬季

⁴ 行政の許認可にからむ一般用語。アット(ATTO)は証明書、デクレート(DECRETO)は通達、条例。デクレートの中でアットが規定されており、毎回、枚ケースデクレートに基づき申請を行い、アットを得て初めて認可が得られたということで空間利用が可能となる。

④ 許可を行う職員に求められる資質

MIBAC 組織内で、建築家であり、特に修復にかかる専門性をもった人材が許可に関わる。歴史的不動産についての国家試験があり、それに合格する必要がある。

評議会のような上層のコミッティといったものはない。それぞれの者が受け持つ地域や

プロジェクト単位で許可を決定する。一人の担当者が担当のプロジェクトに対して最終的な判断までを行う。判断はチームによって決定するわけではなく、一人で決められるが、彼の上司にあたる局長が納得するかどうかがポイントとなり、彼の決裁は得る。この局長は各支部に1人いる。各担当者が決定し許可を出したことは、局長署名と同等とみなされる。ただし、実務的に局長が全ての案件にいちいち対応しているわけではない。

各地区担当の責任者の人事異動は4年毎が目 安で、希望すれば異動する。希望しなければ異 動せず同じ地域にいることになるが、現実的に は異動するものもいる。

個人の判断で価値を生み出すという責務を果たすための専門性を高めるのは、一番は経験の 積み重ねであると Pivari 氏はしている。

MIBAC に許可申請が来るまでの段階で、市も 委員会や評議会を通すなど審査をおこなって おり、かなりしっかりしたものになっているの





図表 2-23 統一されたデザインの 市のシンボルマーク(フィレンツ ェ市の紋章:百合)を公共物や公共 空間の占用物に掲示を義務づける ことで景観の統一感を演出

が通常で、MIBAC だけ空間価値創造をしているというよりも、市や県等とも協働して 価値創造しているといえる。

⑤ 許可手続きの概要

許可の手続きは申請書を作成して提出する他に、技術資料をつける必要がある。技術資料には図面や写真が要求される。公共空間利用の許可手続きについては、MIBACに直接ではなく、市役所経由での提出となる。

MIBAC は許可を行うことが役割であり、予算をもって保全策を実施はしない。許可することに対して対価は求めてはおらず、占用料等をとったりもしない。占用料等は市役所に入る。安全管理や交通規制などは市役所や実施主体の責任範囲となる。また、公共空間でイベントを行い建造物等に損傷が生じた場合は、損傷を与えた主催者が市に対し損害賠償を負う。

許可を行った事業に対しては、実際に許可をおろした通りに実施しているか全て現場にチェックをしに行く。MIBAC は現場確認を行える権限を有している。許可の内容に対して抗議を受けることはありがちであるが、それはほかの行政事例と同様である。MIBAC の考えが 100%受け入れられることはないと考えているが、それに対しては協議を行う。許可条件に反して利用を行った場合は、まず警告を出す。それでも止めなければ、法律上、利用を止める権限を有している。ただ中には MIBAC の決定に対し不満を持ちプロテスト(抗議文書)を出してくる場合もある。許可した件に絡んで事故が生じたとしても、MIBAC の責任にはならない。

⑥ 不許可となる事業

許可を出せない事業は基本的にはない。テーマについて規制するわけではなく、舞台設定や利用の方法について許可が出せないことはある。例えばカーニバルを市役所前でやる場合、白いふわふわの空気を入れたテント遊具を使いたいと言われたことがあるが、テント遊具はダメだが、それを使わなければカーニバルを実施すること自体はよいというような許可を与えたことがある。またフェラーラの消防署がフェラーラの大聖教の前でデモンストレーションをしたいと言ってきたことがあるが、場所を変えることを条件に実施許可をする指導をした。また伝統的な工芸品を取り扱う市場を許可した例では、市場のつくりも伝統的なものにし、素材は木を使いなさいという条件を付けた。

いろいろな論理や議論があり、空間毎の特性も異なるので、公共空間の利用についての一律のガイドラインをつくることは難しい。大切なことは、公共空間の利用が、その歴史的市街地において街の価値を下げるようなダメージを与えないことであり、それがガイドライン以前の基本姿勢である。このため、すべてケースバイケースで対応している。

⑦ 許可がもとめられる可変的利用の傾向

具体的な数字は把握していないが、傾向として言えることは、広場や公園などにおいて、いろいろなパターンの空間利用が増えている。最近一番多いのは市場利用である。食品や工芸品、伝統的なものを扱うものなどがある。同時に文化的あるいはスポーツ関係のイベントも最近は増えている。

⑧ 歴史的空間価値保全と利用の自由とのバランスの課題

Pivari 氏は、今までは歴史的公共空間をとにかく保全しなければならないという考え方に立っていたが、よく考えると、彼自身を含め、全ての人は公共空間を使う権利をもっている。それを保全ということで使えないようにするのは権利の侵害にあたり、したがって、バランスをみながら、妥当な判断をしなければならないことが課題だとしている。利用と保全のバランスをいかにとり、権利を守り使いながら空間の価値を高められるかが最大の課題であるとしている。公共空間を使う権利を行使したい人々も増加してきており、自称芸術家が色々と自由にやりたいと言ってくる。こうした場合の権利と義務の調整は大変難しいとしていた。伊国では1960~70年代に、市街地の自動車交通を遮断

する傾向が高まり、この結果、市民による公共空間の活用の機運が広まった。フェラーラ市内でも、子どもたちが自由に遊べる空間を増やそうとしており、自由な空間が増加すれば、以前よりもさらに可変的利用含め公共空間は利用しやすくなっていく。

公共空間において伊国では「××はしてはダメ (Don't)」とは書いてはいないが、警告は書いてある。イタリアでは法律で決まっていること以外は緩く、各人が自由な解釈ができる。したがって、損害やリスクも判断した各人が負うという文化である。

3. おわりに

3.1 伊国調査からの示唆

今回の伊国調査からは、「可変的利用」についての様々な知見と示唆を得られた。それ以上にまちの中で居心地よさそうに過ごし、遊び、楽しみ、人と人同士の交わりの様子を見て、うらやましく感じた。得られた知見を我が国に導入すれば、同じ豊かな公共空間が得られるのだろうかと考えた時、インプリケーションしようとしても基盤となる考え方の大きな違いがあることに気づかされる。根幹的な違いとして以下の3点を認識した。

① 公共空間の捉え方の違い

公共空間の捉え方が根幹的に違う。公共空間は基本的に誰でもが使う権利を有している空間という認識がある。いわゆるパブリックマインドであるが、自分が自由に使うということは、他の人が自由に使える権利を侵害することになり、そのためには占用料などの代償を支払う、もしくは、他の人にとっても有用な使い方をするということが当然に必要と考える。利用主体が民間か公共かを問わない。例えばフェラーラ市の場合、自宅前の駐車禁止と同様、公共電波のアンテナや地下埋設の水道管まで占用許可の対象である。また、公共空間を構成する各建築物は私有であっても壁面は公共物であり、その形態のあり方や利用にはパブリックマインドが必要とされる。

我が国においては、公共空間は公共が所有する空間という認識が強い。公共空間は所 与の用途以外の利用は基本全て禁止で、ポジティブ・オプションで例外的な利用を認 める。公共空間は基本的には利用できない(特別な目的の為だけのもの)と捉えられ るようになる。一方で、パブリックマインドがないことで、公共空間で傍若無人の振 る舞いとなり、それが一層規制強化となる負のスパイラルもある。

② 公共空間(都市空間)の価値の創造

公共もしくは都市空間の価値を保全する、もしくは空間価値を創造する、ということを間断なく行っている。例えば、歴史的建造物において、従前の利用がなされなくなった時に、何度もその時代に必要な用途に適合するよう、リノベーションを行い新たな空間価値を生み出している。使いながら歴史的建造物の維持管理を行うとともに、新たな価値を付加している。そこの場の空間価値は何か、単純な単位あたりの土地価格や床価格だけではなく、都市もしくはまちとしての空間価値を高めるということに

注力している。

③ 公共空間で稼ぐという発想

占用料を支払っても使いたい空間は価値がある。つまり都市空間の価値が高まれば、それだけニーズも高まり、都市空間で稼ぐことができるようになる。その収入で維持管理などの保全や、新たな価値創造につなげることができれば、さらに価値が高まる。それはそこに住む住民にとっても、利用する民間事業者などにとっても、そして維持管理を行う管理主体にとっても良い、の win-win-win の三方良の関係となっている。

3.2 可変的利用の概念整理とモデルの提案

(1) 概念整理

「可変的利用」は、既に概念や定義が明確にされているものではなく、本調査研究において、その意味や可能性も含めて概念の整理を行い、モデルの提言を行おうとしている。 調査研究を行うにあたって想定した「公共空間の可変的利用」は以下のような空間利用

調査研究を行うにあたって想定した「公共空間の可愛的利用」は以下のような空間利と想定した。

「公共空間の可変的利用」とは、

いきいきとしたクオリティの高い都市生活の実現のために、公共空間の現用途や所有・主 体の枠組みを超えて、用途や領域を適時に柔軟に、何度でも変化する空間利用である。

さらに可変的利用の概念を明確にするため、以下の整理を行った。

i)「可変」の意味

可変という言葉には、変えることができる、固定化しない、自在であるといった意味が備わっている。ある状態から別の状態に変化し、また元の状態に戻り、さらに異なる状態に変化するといったイメージが当てはまる。

したがって空間の可変的利用は、空間そのものの用途や領域をも可変させることも含めて様々 に利用することと捉えられる。

ii) 可変の対象

可変の対象は、空間の「用途」と「領域」の2つが考えられる。

①用途の可変

公共空間には用途が定められている。その本来機能を阻害しない範囲において、他用途で利用する。例えば車道は、車両通行の用のため整備された空間であるが、この一部を路上カフェとして活用するなどが想定される。

②領域の可変

公共空間は本来機能を発揮するために、一定の領域と形態が備えられている。その領域を変化

134 国土交通政策研究所報第 55 号 2015 年冬季

させることによって、より効率的な利用が可能となる。例えば、リバーシブルレーンは、時間帯で変化する上下の交通量にあわせ、時間毎に上下車線の増減を行っているが、これは道路という用途を変えずに領域を変化させている。

③用途と領域の可変の組み合わせ

用途も領域も両方可変して利用することも考えられる。つまり利用の目的と必要性に応じて、柔軟に空間の境界を変更していくイメージである。このように、用途と領域を従来のものから可変させることで、多様で創造的な利用を促進する。

iii) 可変軸

①時間軸

可変という概念には時間軸が必然的に含まれる。その時間単位は、時間単位、日単位、週単位、季節、年といった様々な期間が考えられる。時間軸を長くとれば、全ては可変的であるともいえるが、ここでは、最長で10年単位くらいで変化するイメージを想定している。

②パッシブとアグレッシブ

可変の契機としては、何らかのニーズに応えるよう変化する「パッシブ (受動的)利用」と、ニーズの有無ではなく、積極的に新たに人が見たことがないものを仕掛けていくといった「アグレッシブ (能動的)利用」がある。アグレッシブな利用が、都市のなかに増加していくことによって都市にこれまでにない新たな活力が生み出されると考えている。

iv) 可変のためのデザイン

①可変装置

用途や領域を変化させる時には、何らかの装置を活用し、場をしつらえていくことが必要となる。 そのしつらえによって、可変的に現出される空間の質も異なってくるため、クオリティの高い装置が求められる。

②可変を内包したデザイン

可変装置で空間を変化させていく際にも、もともとの空間が変化することを内包したデザインであることが、より簡便に多様な可変利用を実現させる基盤となる。

(2) 可変的利用モデルの提案

本調査研究が目指す公共空間の可変的利用は、それによって市民、事業者、行政がwin-win-win の三方良の関係になることである。行政は管理する公共空間を市民の多様なニーズに応じて、事業者が利活用できるようにし、事業者の持つ資源やノウハウを用いて市民ニーズに応じた可変的な空間利用とサービスを市民に提供する。事業者は公共空間を管理しながら、サービスの提供により収益を得て、そこから行政に占用料を支払う、というものである。

この仕組みを実現するためには、公共空間での営業行為を認めることが必要になる。さらに、占用に関する無用地用件の緩和など許可要件の緩和や、ヴェネツィアの Vela のような民間の中間

支援組織などを活用するなどし、より低いハードルで可能にすることが求められる。また、公共空間の占用料やその利用にまつわる手数料等の収入が、直接、公共空間の管理者に入り、その収入で公共空間の維持管理費や価値を高めるイベントなどに使えるお金の流れを確保することも、重要である。

図表 3-1 可変的利用モデル



3.3 公共空間の可変的利用の実現にむけて

政府の重大政策である地方創生において、活気にあふれる「まちの創生」を実現することが肝要である。公共空間をはじめ都市空間に人が集い、存分に活用し、かつその空間で稼ぐことができれば、地方に活力が生み出されるであろう。公共空間を可変的利用することはその突破口となると考えている。

地方創生を考える際の基本は、「まち」の様態はどこも同じではなく、それぞれの地域性 や社会的経済的状況も異なるということである。全国一律での対応策ではなく、それぞれ の状況にあわせた方策の検討が不可欠である。

本調査研究で行ったアンケートで、最後の自由意見において、各市区町によって、それぞれ異なる状況があるとの指摘が多くあった。公共空間の可変的利用を考える際にも、個々の状況に対応して考えていくしかない。全国一律の規則でリジットに運用するのではなく、個別判断で柔軟な運用ができるようにしておくことで、都市(まち)の活気あふれる空間としての可能性が高まる。

個別状況を判断しながら、地域の活力を高めるマネジメントを行っていくためには、お 互いの顔がわかるような範囲、比較的小さな範囲での運用が、当初は特に有効である。可 変的利用の多くは、実は現在の法律の範囲で行うことが可能なことが多い。しかし、運用 面で規制がかかっていることが多く、そこを外していくためにも、小さな限定した範囲で 緩めていくという方法の実効性が高い。例えば、特区をかけて、その中では運用を緩めて いろんなことを試行的に行ってみるということは、現制度のなかでもやりやすいことだろ う。

可変的利用の実現を考える際に、実はもっとも根幹的な問題は、市民も、事業者も、そ して行政も、できないという自縛にとらわれていることがある。それぞれが、公共空間に おいて自由であることを去勢されている状態といっても良いかもしれない。

伊国では、公共空間の利用はパブリックマインドをもっていれば自由であり、その利用 したいという欲求は去勢されてはいない。それが故に、それぞれの個性あふれる利用とな り、人間的である意味色気があり、他の人を惹きつけるものとなっている。

我が国では、やりたいと思ったことを素直にやるということではなく、それが誰のどのような利益になるのかといった理由を求めようとすることが多い。ただこの公共空間でお茶を飲みたい、というような素直な欲求を認めるということは、認める側からすると何のメリットもなく、かつ、ほめられることでもなければ、面倒なことでしかなく、積極的なモチベーションが働くものではない。

この面倒と思うことを外していくこと、やりたい人の気持ちをそがず、管理者側の手間も軽減しながら利益も得られ、そして、そのやりたい人がパブリックマインドをもって何かをすることによって他の人にも何らかのメリットがある、というwin-win-winの三方良の関係をつくることが、可変的利用の促進の要諦である。